平成２８年（フ）第３０４号
北海道旭川市豊岡５条４丁目３番19号
債務者　土田かつゑ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４２号
岡山市東区城東台西３丁目13番44号
債務者　宇高　徹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４７号
栃木県宇都宮市横山１丁目23番８号
債務者　大貫　渉
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５４号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目28番地２　西茂呂市営住宅16号棟２号室、前住所栃木県鹿沼市幸町２丁目７番33号　矢野アパート７号棟
債務者　金子　幸枝
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市若松原１丁目12番６号　コーポアメニティＢ102号室、前住所栃木県宇都宮市茂原町929番地３　エントピアＢ202号室
債務者　村上　弘明
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６８号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1335番地
宝積寺住宅Ｃ棟３号室
債務者　鈴木　一夫
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１８号
岡山市北区谷万成１丁目４番21号
債務者　夏山　光海
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５号
岡山市東区西大寺川口46番地20、旧住所岡山県倉敷市玉島乙島6102番地１
債務者　玉置　知子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２３号
岡山市東区瀬戸町瀬戸448番地１、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町土師159番地３　ジュネスコートＴ棟102号
債務者　中村　恒彦
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５９号
岡山県備前市鶴海4125番地２　クラレケミカル宮社宅Ｂ－201、旧住所岡山県瀬戸内市牛窓町長浜3630番地１
債務者　森　健治
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７４号
岡山市北区大供２丁目12番12号磯村ハイツ301
債務者　神崎真美子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５００号
岡山市東区北幸田604番地８
債務者　石我　隆司
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
大分県別府市照波園町４－33　セントラルハイツ202、住民票上の住所大分県杵築市大字杵築1488番地２
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後１時20分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第５００３号
大阪府茨木市沢良宜東町９番11号　第３井上ハイツ　西２号
債務者　福田　幸輔
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４３号
大阪市大正区三軒家東５丁目16番11号
債務者　武内　有加（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部